

平成29年度第2回委員会 個別占用案件のカルテ（中間報告）

【中間報告案件】

- ①新家子ども広場（尼崎市）
- ②藻川河川敷公園（尼崎市）
- ③猪名川河川敷公園（尼崎市）
- ④緑地広場（尼崎市）

個別占用案件のカルテ（中間報告）

①新家子ども広場（尼崎市）

許 可 書

住所

氏名 尼崎市

平成 26 年 10 月 8 日付け尼公園第 93 号で申請のあった土地の占用（新家子ども広場）については、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 24 条の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成 26 年 11 月 21 日

近畿地方整備局長

（行政不服審査法第 57 条による教示）

この許可を受けた者は、この許可に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの許可があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができる。

（行政事件訴訟法第 46 条による教示）

許可取消しの訴えは、この許可があったことを知った日から 6 箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。（なお、許可があったことを知った日から 6 箇月以内であっても、許可の日から 1 年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）ただし、許可があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、許可取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日から 6 箇月以内に提起しなければならない。（なお、当該裁決のあったことを知った日から 6 箇月以内であっても、当該裁決の日から 1 年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）

別記（乙様式1 土地の占用）

1 河川の名称 淀川水系 猪名川

2 占用の目的 公園（新家子ども広場）
 及び態様
 三連低鉄棒 1基（公園）
 小型四連ブランコ 1基（公園）
 砂場 1基（公園）
 二方すべり台 1基（公園）
 ネットフェンス 高さ0.9m 延長215.5m（公園）
 側溝 300mm×300mm 延長105.0m（公園）
 排水管 内径0.2m 延長12.5m（公園）
 側溝 300mm×300mm 延長95.0m（通路）
 側溝 180mm×180mm 延長100.0m（通路）
 排水管 内径0.2m 延長14.5m（通路）
 階段 コンクリート造 1箇所（通路）
 パイプ柵 6基（通路）

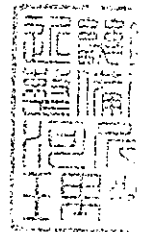
3 場所 尼崎市東園田町6丁目19-1地先から
 尼崎市東園田町7丁目21-1地先まで
 （右岸1.6k+60m～1.8k+10m）

4 占用面積 2,373.71㎡

5 占用期間 平成26年11月1日から平成31年10月31日まで

6 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所長（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置又は確認すること。
- (3) この許可に係る行為に起因して、河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川事務所長（以下「事務所長」という）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、出張所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
- (4) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (5) 次の各号に掲げる場合は、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
 - イ 許可の際の住所氏名を変更したとき。
 - ロ この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
 - ハ 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。
- (6) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第5項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。



- (7) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (8) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (9) 許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう次の措置を講じること。
- 一 許可を受けた者は、利用者への安全管理の徹底を図ること。
 - 二 許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。
 - 三 許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。
 - 四 許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕を図られるよう、必要な措置を講じること。
- (10) 許可を受けた者は、利用者等の安全確保のため次の措置を講じること。
- 一 許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制（土日・祝日及び勤務時間外を含む。）を事務所に届け出ること。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 二 許可を受けた者は、利用者等（利用者、一般公衆及び近隣住民をいう。以下同じ。）の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。
 - 三 同号二の巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報がもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。
 - イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。
 - ロ 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。
 - ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を講じる。
 - 四 許可を受けた者は、同号三のロ及びハの措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三のイの措置を講じた上で、速やかに事務所に協議すること。
- (11) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- (12) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。

■ 報告案件用のカルテ

1.件名	新家子ども広場	・公園自体はきれいであり、適切に管理されている。 ・公園内の植樹（シユロとランタナ）は外来種。花や種がばらまかれて繁殖しないよう、管理してほしい。	
2.今回申請種別	報告案件		
3.概要	距離標位置：猪名川右岸 1.6k+60m～右岸 1.8k - 10m 目的：公園 占用面積：2,373.71 m² 工作物：鉄棒、ブランコ、砂場、すべり台など		
4.許可の経緯	<当初許可> 昭和45年10月31日 <前回更新許可> 平成21年11月11日 <許可期限> 平成26年10月31日		
5.現況写真	(河川や堤防との位置関係) 別紙のとおり (施設内の状況) 別紙のとおり	7.保全利用委員会による参考意見	・更新を許可した。 ・許可期間は5年とした（H26.11.1～H31.10.31）。 ・従前の許可条件に以下の条件を付した。 「淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。」
6.河川管理者審査事項 (特筆すべきもののみ記載)		8.処理	

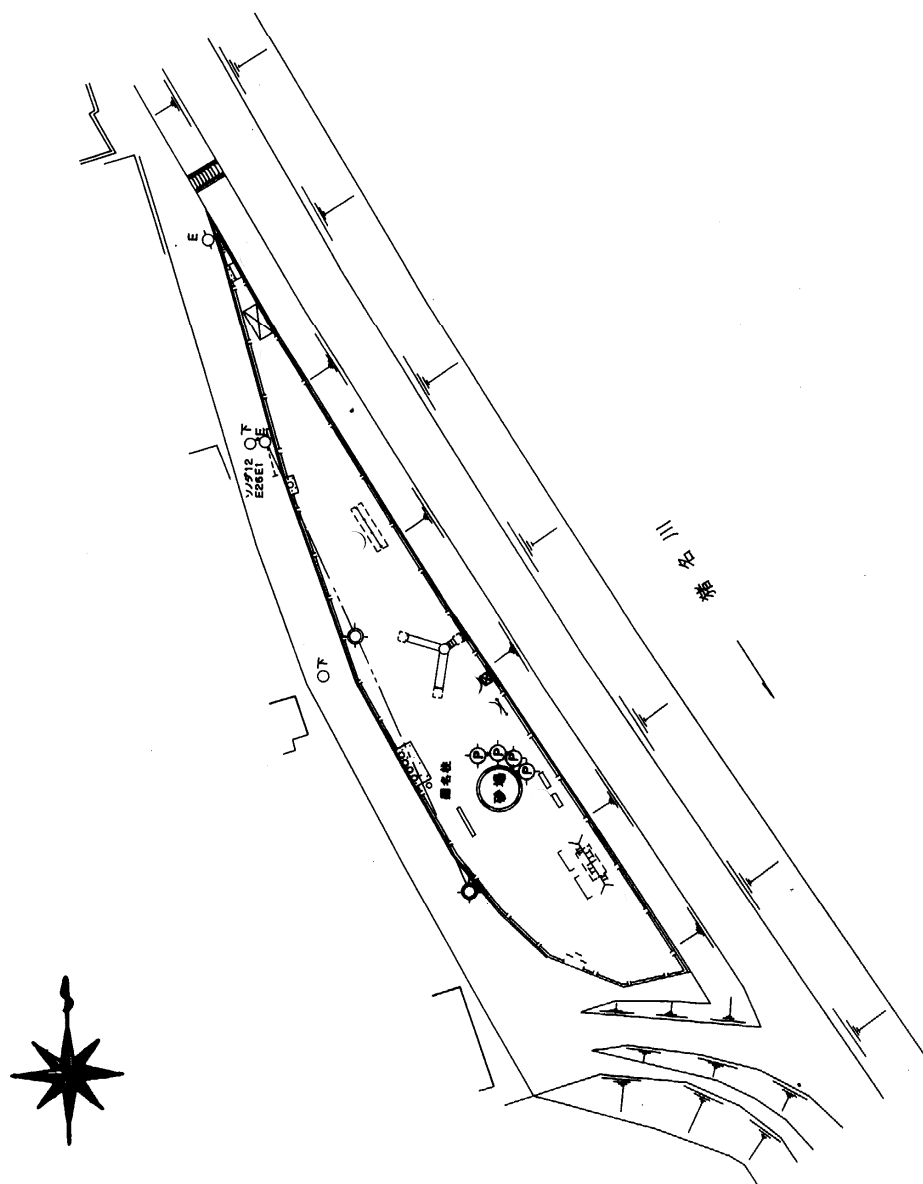
<補足>・A4 横書き 1 枚程度 ・処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み (1.～5.は申請者か河川管理者作成、6.は河川管理者作成

・処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で7.が埋まる ・事後に河川管理者が8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存

取組状況報告書 新家こども広場(尼崎市) 【中間報告時】

	前回委員会の意見 (H26年度第1回審議)	許可時の市の回答 (H26年11月許可)	現在までの取り組み (対応)状況	今回現地調査での意見	今回委員会の意見
1	公園自体はきれいであり、適切に管理されている。				
2	公園内の植樹(シュロとランタナ)は外来種。花や種がばらまかれて繁殖しないよう、管理してほしい。	当該子ども広場については地域の管理会に日常管理を委託しており、外来種が子ども広場外へ繁殖しないように管理するよう、管理会へ指導している。	シュロ、ランタナともに適切に管理されていることを確認。(平成30年1月5日に調査実施)		

新家子ども広場



新家子ども広場



河川土地占用表示板





個別占用案件のカルテ（中間報告）

②藻川河川敷公園（尼崎市）

許 可 書

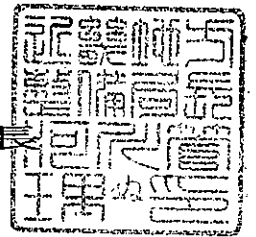
住所

氏名 尼崎市

平成27年10月15日付け尼公園第22号で申請のあった土地の占用、工作物の改築（藻川河川敷公園）については、河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第1項の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成28年 3月10日

近畿地方整備局長



（行政不服審査法第57条による教示）

この許可を受けた者は、この許可に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができる。

（行政事件訴訟法第46条による教示）

許可取消しの訴えは、この許可があったことを知った日から6箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。（なお、許可があったことを知った日から6箇月以内であっても、許可の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）ただし、許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、許可取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日から6箇月以内に提起しなければならない。（なお、当該裁決のあったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）

別記（乙様式３－１ 土地の占用及び工作物の新改築等）

- 1 河川の名称 淀川水系 藻川
- 2 目的 公園
- 3 場所 尼崎市小中島字カイチ２６８番地先から
尼崎市中食満字古宮４９番地先まで
(右岸1.6k+102m～2.2k+55m)
- 4 工作物の名称 藻川河川敷公園
又は種類
- 5 工作物の構造 別紙のとおり
又は能力
- 6 工期 平成２８年 ３月１０日から平成２８年 ３月１８日まで
- 7 占用面積 5,374.53㎡
- 8 占用期間 平成２７年１１月 １日から平成３２年 ９月３０日まで

9 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
- (3) この許可に係る工事又は行為に着手しようとするときは、あらかじめ出張所長に届け出て、工事工程及び詳細について指示を受けること。
- (4) この許可に係る工事又は行為が不可抗力による事故又は止むを得ない事由のため、第６項に定める期間内に竣工できないときは、期間の延長を申請することができる。この申請は不可抗力による事故の止んだ日から１箇月以内、又は期間内に竣工できないことが確実となった日にすること。
- (5) この許可に係る行為又は工事に起因して河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という。）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
- (6) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (7) この許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう次の措置を講じること。
- 一 この許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河

川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。

二 この許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。

三 この許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

(8) 占用料は、別途兵庫県知事が定めるところによる。

(9) 出張所長がこの許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について立ち入り調査を求めたときには、許可を受けた者はこれに協力すること。

(10) 次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。

一 許可の際の住所氏名を変更したとき。

二 この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。

三 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。

四 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。

(11) この許可に係る工事又は行為の軽微な設計変更をしようとするときは、あらかじめ、出張所長に届け出て、その指示を受けること。

(12) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第8項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。

(13) この許可に係る工事又は行為が完了したときは、速やかに出張所長に届け出て検査を受けること。

(14) この許可を受けた者は、前号の検査に合格した後でなければ、この許可に係る工作物を使用してはならない。

(15) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないように万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。

(16) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。

(17) この許可を受けた者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けた者の負担において、この許可に係る区域を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。

一 占用の期間を満了したとき。

二 占用若しくは工事の目的を達することができなくなったとき。

三 占用若しくは工作物の用途を廃止したとき。

四 占用若しくは工事の許可が取り消されたとき。

(18) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正



することができる。

(19) この許可を受けた者は、利用者、一般公衆及び近隣住民（以下「利用者等」という。）の安全確保のため次の措置を講じること。

一 この許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制（土日・祝日及び勤務時間外を含む。）を出張所長に届け出ること。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 この許可を受けた者は、利用者等の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。

三 同号二に掲げる巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報がもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。

イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。

ロ 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。

ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を講じる。

四 この許可を受けた者は、同号三に掲げるロ及びハの措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三に掲げるイの措置を講じた上で、速やかに事務所長に協議すること。

(20) 出水時又はその恐れのあるときは、あらかじめこの許可に係る可搬式の工作物は堤内の土地に搬出しておくこと。

(21) この許可に係る可搬式の工作物については、毎年度の出水期前に事務所長に届け出て、撤去訓練を実施すること。

(22) この許可に係る藻川河川敷公園の利用実態を明らかにする資料を調整しておくこと。

(23) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。

別 紙

階段	2箇所
坂路	1箇所
車止め柵	1対
移動式便所	2基 (可搬式)
移動式ベンチ	2基 (可搬式)
クズカゴ	3基 (可搬式)
テニスコート	2面
テニスコート利用案内板	2基
自由広場	1箇所



番号	01011	占用目的	藻川河川敷緑地	許可受者	尼崎市	場所	藻川右岸 1.6k+102m～2.2k+55m
----	-------	------	---------	------	-----	----	-------------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図			現況写真	
現在の 利用形態	テニスコート 2 面、園路			
占用面積	5, 377. 53㎡		付帯施設 等	移動式便所 2 基、移動式ベンチ 2 基、注意看板 10 基、クズカゴ 3 基、車止め柵 1 対、テニスコート利用案内板 2 基他
許可の 経緯	<当初許可> 昭和 54 年 11 月 1 日 <前回更新許可>平成 22 年 11 月 1 日 <許可期限> 平成 27 年 10 月 31 日		利用者数 ・ 団体数	平成 22 年度: 804 人 平成 23 年度: 942 人 平成 24 年度: 729 人 平成 25 年度: 780 人 平成 26 年度: 1008 人
堤内地・ 堤外地	堤外地			
周辺の 土地利用の 状況	・ 堤外地は「藻川河川敷緑地」として位置づけられている。 ・ 占用範囲と河川側との間は、雑草が生えている状態となっている。 ・ 右岸を占用しており、宮園橋の高架下から上流側にかけて当市が管理している藻川河川敷公園テニスコートがある。 ・ 隣接する堤内地は、両岸とも主に第一種中高層住居専用地域になっている。			
関連諸計画 における占 用地の位置 付け	・ 「総合計画」では、猪名川河川敷公園、藻川河川敷緑地は身近な自然や生態系がもたらす恩恵や、その破壊がもたらす影響を認識し生物多様性の保全を図ることを必要としている。 ・ 「緑の基本計画」では、猪名川、藻川は都市河川として比較的豊かな自然環境を有しているため、動植物の生息環境として重要な位置づけである。また、猪名川、藻川流域は都市の親水軸として、水辺空間の確保といった観点から重要な役割を果たしている。 ・ 地域防災計画では、災害時の市民の一時避難地及び大火災避難場所として機能する重要な施設と位置づけている。			
その他 特記事項	・ 昭和 54 年 11 月 1 日に占用許可をいただいて以来、本市のスポーツ施設のひとつとして位置づけられており、地域住民のスポーツ活動の場としてテニスプレーヤー等に利用されている。 ・ 平成 22 年 4 月より、あまがさき環境オープンカレッジを開校し、市民団体とともに‘環境と共生するまち・あまがさき’を育てる人づくりを進める中で、魚とりやカヌー遊びなど取組が行われている。			

番号	01011	占用目的	藻川河川敷緑地	許可受者	尼崎市	場所	藻川右岸 1.6k+102m～2.2k+55m
----	-------	------	---------	------	-----	----	-------------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	(代替性) 猪名川河川敷公園テニスコートの 2km ほど北東に位置する猪名川公園内に有料のテニスコートがある。		
	(必要性) 藻川河川敷緑地テニスコートは無料ということもあり、気軽にテニスを楽しむことができる貴重な場として市民に認知されているほか、スポーツを通じて市民の健康増進・余暇の充実に寄与している。		
管理状況	(施設管理) ・ 1 年間に行う雑草の除草について、占用区域については 4 回、管理区域については 3 回行われている。 ・ 移動式トイレの清掃について、一週間に月曜日から金曜日まで 5 回行われている。		
	(不法占用) ・ コンテナの不法占有物あり。		
	(維持管理計画)		
利用状況	(利用者・利用ルール) ・ 市内在住者を対象に、電話受付で使用の予約を行っている。 ・ 土日祝日は、ほぼ終日利用されている。 ・ 利用者数は各年度通じてある程度一定であることから、市民のスポーツに対する関心が高まっていること、地域住民間にテニスコートの存在が浸透していることが伺える。 ・ 藻川河川敷テニスコート・猪名川河川敷テニスコート、両者の利用者数に大きな差は無く、均等に利用されていることが伺える。		
	(駐車場) なし		
前回審議の 意見	別紙のとおり	前回審議 意見の対応	別紙のとおり
環境保全に 向けて申請 者の取組み	(環境への配慮) ・ 毎年、占用区域、管理区域において雑草の除草作業を実施している。テニスコート等がある箇所付近は人による踏圧もあることから、背丈の低い雑草が多くなっているが、そうでない箇所は背丈の高い雑草が多く、野生生物の生息域となっている。		
	(環境意識の啓発) ・ 猪名川、藻川周辺地域の「豊かな自然環境」、「うるおいのある水辺空間」、「のどかな田園風景」、「まちの価値・伝統・歴史」を守り活用するための考え方を示した「自然と文化の森構想」を平成 13 年に制定した。また、平成 14 年に設立された「自然と文化の森協会」が学校・団体向けに環境学習プログラムを提供しているほか、猪名川キッズクラブの観察会や水辺祭りなどのイベントを開催している。また、平成 22 年 4 月より、あまがさき環境オープンカレッジを開校し、猪名川・藻川をフィールドに活動している各種団体間の連携、交流や情報発信の場を提供している。		
安全への配 慮	・移動式トイレについて、軍行橋水位が一定水位に上昇すると撤去の準備態勢、撤去作業に入ることとしている。また、年一回、撤去作業の訓練を実施している。		

番号	01011	占用目的	藻川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	藻川右岸 1.6k+102m～2.2k+55m
----	-------	------	---------	------	-----	----	-------------------------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占用内容			変更後の占用内容	
変更要望の内容				
内容変更の必要性				
変更の規模	m ²			
変更場所の範囲図		管理体制		
占用内容変更による河川環境への影響				
占用内容変更後における環境保全に向けて申請者の取り組み				
その他特記事項				

番号	01011	占用目的	藻川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	藻川右岸 1. 6k+102m～2. 2k+55m
----	-------	------	---------	------	-----	----	---------------------------

4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の 自然環境		・当該占有地は藻川下流部に位置し、水域は緩やかな流れとなっている。 ・河岸の植生は、セイタカアワダチソウ群落やクズ群落が広がるほか、センダンの群落がみられる。 ・鳥類では、重要種としてイソシギ(鳥類)、タシギ(鳥類)、オオヨシキリ(鳥類)、アオジ(鳥類)が確認されている。オオヨシキリは対岸のツルヨシ群落で確認されている。 ・公園内はグラウンドが広がるが、周辺はシバやギョウギシバの群落が広がっている。
自然環境上重要な場所		・占有地周辺に分布するツルヨシ群落などは、オオヨシキリ(鳥類)の重要な生息地になっている。 ・水際の裸地は、イソシギ(鳥類)やタシギ(鳥類)の生息環境として重要である。
水際の 状況	水域までの 距離	・水域までの距離: 約 10～50m ・右岸は、水際はまでセイタカアワダチソウ群落やクズ群落といった陸生群落が発達する。 ・左岸にはツルヨシ群落等の抽水植物群落が成立するほか、ワンド環境も広がっている。
	水面との 高低差	・約 2. 3m

番号	01011	占用目的	藻川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	藻川右岸 1.6k+102m～2.2k+55m
----	-------	------	---------	------	-----	----	-------------------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

- ・ 占用区域及びその周辺の草刈りを適切に行い、植生の管理に努めて頂きたい。
- ・ 不法占用コンテナについて速やかな撤去をお願いしたい。
- ・ 環境保全の啓発看板に取り組んで頂きたい。

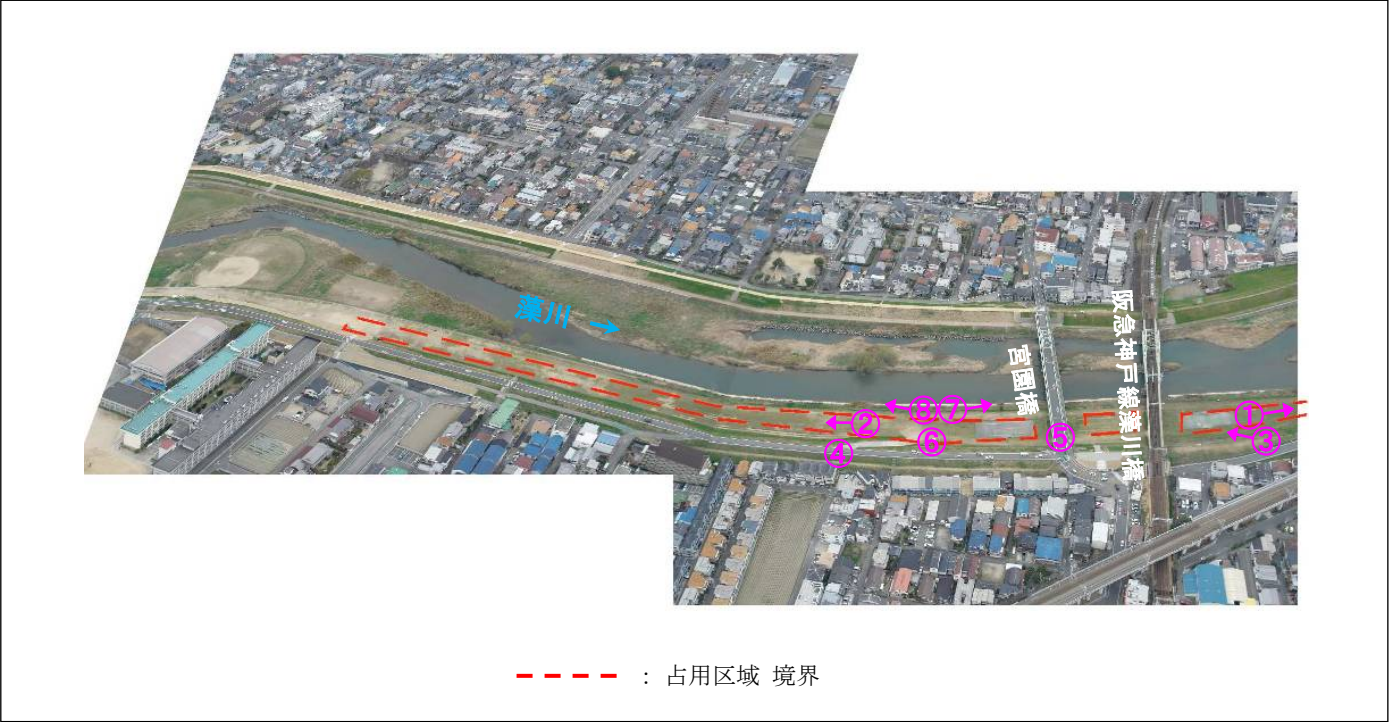
6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

- ・ 更新を許可した。
- ・ 許可期間は5年とした（H27.11.1～H32.9.30）。

番号	01011	占用目的	藻川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	藻川右岸 1.6k+102m～2.2k+55m
----	-------	------	---------	------	-----	----	-------------------------

【参考】委員会の審議内容に関わる現況写真
(委員会事務局作成)



① 占用区域全景 (上流から下流を望む) (右岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

② 占用区域全景 (下流から上流を望む) (右岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

番号	01011	占用目的	藻川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	藻川右岸 1.6k+102m～2.2k+55m
----	-------	------	---------	------	-----	----	-------------------------

③テニスコート(右岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

④看板(占用標示板)(右岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

⑤看板(バーベキュー禁止)(右岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

⑥可搬式トイレ(右岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

⑦水際の植生(右岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

⑧水際の植生(右岸)

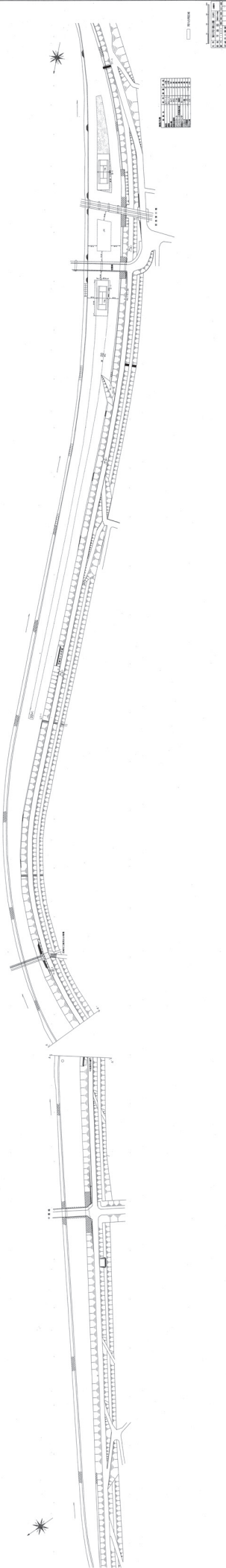


平成 27 年 7 月 28 日 撮影

取組状況報告書 藻川河川敷緑地(尼崎市) 【中間報告時】

	前回委員会の意見 (H27年度第1回審議)	許可時の市の回答 (H28年3月許可)	現在までの取り組み (対応)状況	今回現地調査での意見	今回委員会の意見
1	占用区域及びその周辺の草刈りを適切に行い、植生の管理に努めて頂きたい。	占用区域については年間4回、管理区域については年間3回の除草作業をおこなっており、適切な植生を保持しよう努力をしているところですが、セイバンモロコシ等目立つ箇所に関してはより地際に近い位置での刈り取りを指示し、外来種の生育が阻害されるよう工夫します。	占用区域は年4回、管理区域は年3回除草を実施。 H28年度 占用区域 5, 7, 10, 11月に実施 管理区域 7, 9, 11月に実施 H29年度 占用区域 5, 7, 9, 11月に実施 管理区域 6, 9, 11月に実施		
2	不法占用コンテナについて速やかな撤去をお願いしたい。	今後も引き続き、持ち主に対して撤去の指導をしていく。	低水敷を野球、サッカーで利用している2団体の持ち物であり、引き続き撤去の指導をしている。 直近の指導実績 1/21 野球、サッカーの両チームに指導 2/11 野球チームに指導		
3	環境保全の啓発看板の設置に取り組んで頂きたい。	植生や生息している生き物を紹介するような看板の掲示を検討しており、身近に多様な生態系があるということに対し興味、理解をもってもらえるよう努力します。	トイレの壁面を利用し、啓発ポスター等を掲示した。		

瀬川河川敷公園（右岸）平面図



藻川河川敷緑地



藻川河川敷緑地

河川土地占用表示板



藻川河川敷緑地

トイレ (下流)



トイレ (上流)



藻川河川敷緑地

テニスコート



個別占用案件のカルテ（中間報告）

③猪名川河川敷公園（尼崎市）

許 可 書

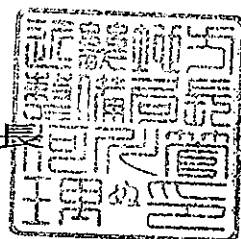
住所

氏名 尼崎市

平成27年10月15日付け尼公園第23号で申請のあった土地の占用、工作物の改築（猪名川河川敷公園）については、河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第1項の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成28年 3月10日

近畿地方整備局長



（行政不服審査法第57条による教示）

この許可を受けた者は、この許可に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができる。

（行政事件訴訟法第46条による教示）

許可取消しの訴えは、この許可があったことを知った日から6箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。（なお、許可があったことを知った日から6箇月以内であっても、許可の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）ただし、許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、許可取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日から6箇月以内に提起しなければならない。（なお、当該裁決のあったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）

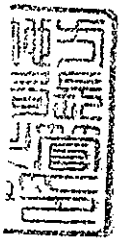
別記（乙様式3-1 土地の占用及び工作物の新改築等）

- 1 河川の名称 淀川水系 猪名川
- 2 目的 公園
- 3 場所 尼崎市田能字中ノ坪386番地先から
尼崎市田能字ヤ曾池513番地先まで
(左岸 4.4k-50m~4.8k-80m)
尼崎市田能字島216番地先から
尼崎市田能字東ノ口332番地先まで
(右岸 4.0k+55m~4.4k+60m)
- 4 工作物の名称 猪名川河川敷公園
又は種類
- 5 工作物の構造 別紙のとおり
又は能力
- 6 工期 平成28年 3月10日から平成28年 3月18日まで
- 7 占用面積 17,734.21㎡
- 8 占用期間 平成27年11月 1日から平成32年 9月30日まで

9 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
- (3) この許可に係る工事又は行為に着手しようとするときは、あらかじめ出張所長に届け出て、工事工程及び詳細について指示を受けること。
- (4) この許可に係る工事又は行為が不可抗力による事故又は止むを得ない事由のため、第6項に定める期間内に竣功できないときは、期間の延長を申請することができる。この申請は不可抗力による事故の止んだ日から1箇月以内、又は期間内に竣功できないことが確実となった日にすること。
- (5) この許可に係る行為又は工事に起因して河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という。）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
- (6) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。

- (7) この許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう次の措置を講じること。
- 一 この許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。
 - 二 この許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。
 - 三 この許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること。
- (8) 占用料は、別途兵庫県知事が定めるところによる。
- (9) 出張所長がこの許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について立ち入り調査を求めたときには、許可を受けた者はこれに協力すること。
- (10) 次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
- 一 許可の際の住所氏名を変更したとき。
 - 二 この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
 - 三 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。
 - 四 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。
- (11) この許可に係る工事又は行為の軽微な設計変更をしようとするときは、あらかじめ、出張所長に届け出て、その指示を受けること。
- (12) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第8項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
- (13) この許可に係る工事又は行為が完了したときは、速やかに出張所長に届け出て検査を受けること。
- (14) この許可を受けた者は、前号の検査に合格した後でなければ、この許可に係る工作物を使用してはならない。
- (15) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないように万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (16) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (17) この許可を受けた者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けた者の負担において、この許可に係る区域を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。
- 一 占用の期間を満了したとき。
 - 二 占用若しくは工事の目的を達することができなくなったとき。



- 三 占用若しくは工作物の用途を廃止したとき。
- 四 占用若しくは工事の許可が取り消されたとき。
- (18) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- (19) この許可を受けた者は、利用者、一般公衆及び近隣住民（以下「利用者等」という。）の安全確保のため次の措置を講じること。
- 一 この許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制（土日・祝日及び勤務時間外を含む。）を出張所長に届け出ること。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 二 この許可を受けた者は、利用者等の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。
- 三 同号二に掲げる巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報がもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。
- イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。
- ロ 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。
- ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を講じる。
- 四 この許可を受けた者は、同号三に掲げるロ及びハの措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三に掲げるイの措置を講じた上で、速やかに事務所長に協議すること。
- (20) 出水時又はその恐れのあるときは、あらかじめこの許可に係る可搬式の工作物は堤内の土地に搬出しておくこと。
- (21) この許可に係る可搬式の工作物については、毎年度の出水期前に事務所長に届け出て、撤去訓練を実施すること。
- (22) この許可に係る藻川河川敷公園の利用実態を明らかにする資料を調整しておくこと。
- (23) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。

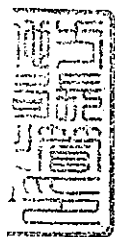
別 紙

〔 右 岸 〕

芝生広場	1箇所
自由広場(野球、サッカー等)	2箇所
移動式便所	1基 (可搬式)
車止め柵	1対
クズカゴ	1基 (可搬式)
坂路	1箇所
プレイスカルプチャー	4基
注意看板	1基
移動式ベンチ	1基 (可搬式)

〔 左 岸 〕

芝生広場	2箇所
テニスコート	2面
囲いネットポール	4本
テニスコート利用案内板	1基
注意看板	2基
クズカゴ	2基 (可搬式)



番号	01012	占用目的	猪名川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	猪名川左岸 4. 4k-50m～4. 8k-80m 猪名川右岸 4. 0k+55m～4. 4k+60m
----	-------	------	----------	------	-----	----	--

1. 施設の概要

(占有者作成)

位置図			現況写真		
現在の利用形態	テニスコート2面、プレイスカルプチャー、園路				
占用面積	17, 740. 21㎡		付帯施設等	移動式便所1基、移動式ベンチ1基、注意看板11基、クズカゴ3基、車止め柵1対、囲いポール4本、テニスコート利用案内板2基他	
許可の経緯	<当初許可> 昭和54年12月1日 <前回更新許可>平成22年11月1日 <許可期限> 平成27年10月31日		利用者数 ・ 団体数	平成22年度: 1182人 平成23年度: 1410人 平成24年度: 975人 平成25年度: 1074人 平成26年度: 741人	
堤内地・堤外地	堤外地				
周辺の土地利用の状況	・ 堤外地は「猪名川河川敷公園」として位置づけられている。 ・ 占用範囲と河川側との間は、雑草が生えている状態となっている ・ 上流側に伊丹市が占有している猪名川河川敷緑地が位置しており、下流側に当市が占有を受けている猪名川河川敷公園が隣接している。 ・ 左岸と右岸を占有しており、猪名川橋上流の左岸側に猪名川河川敷公園田能テニスコートが、右岸側に園路、プレイスカルプチャー、トイレなどがある。 ・ 隣接する堤内地は、右岸側が堤防を挟んで第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域になっている。				
関連諸計画における占用地の位置付け	・ 総合計画では、猪名川河川敷公園、藻川河川敷緑地は身近な自然や生態系がもたらす恩恵や、その破壊がもたらす影響を認識し生物多様性の保全を図ることを必要としている。 ・ 緑の基本計画では、猪名川、藻川は都市河川として比較的豊かな自然環境を有しているため、動植物の生息環境として重要な位置づけである。また、猪名川、藻川流域は都市の親水軸として、水辺空間の確保といった観点から重要な役割を果たしている。 ・ 地域防災計画では、災害時の市民の重要な一時避難地として機能する重要な施設と位置づけている。				

その他 特記事項	- 昭和 54 年 12 月 1 日に占用許可をいただいて以来、本市のスポーツ施設のひとつとして位置づけられており、地域住民のスポーツ活動の場としてテニスプレーヤー等に利用されている。 - 平成 22 年 4 月より、あまがさき環境オープンカレッジを開校し、市民団体とともに‘環境と共生するまち・あまがさき’を育てる人づくりを進める中で、魚とりやカヌー遊びなど取組が行われている。
-------------	---

番号	01012	占用目的	猪名川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	猪名川左岸 4. 4k-50m～4. 8k-80m 猪名川右岸 4. 0k+55m～4. 4k+60m
----	-------	------	----------	------	-----	----	--

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	(代替性) 猪名川河川敷公園テニスコートの 2km ほど北東に位置する猪名川公園内に有料のテニスコートがある。 (必要性) 猪名川河川敷公園テニスコートは無料ということもあり、気軽にテニスを楽しむことができる貴重な場として市民に認知されているほか、スポーツを通じて市民の健康増進・余暇の充実に寄与している。		
管理状況	(施設管理) 1 年間に行う雑草の除草について、占用区域については 4 回、管理区域については 3 回行われている。 - 移動式トイレの清掃について、一週間に月曜日から金曜日まで 5 回行われている。 (不法占用) - 不法占有物はなし。 (維持管理計画)		
利用状況	(利用者・利用ルール) - 市内在住者を対象に、電話受付で使用の予約を行っている。 - 土日祝日は、ほぼ終日利用されている。 - 利用者数は各年度通じてある程度一定であることから、市民のスポーツに対する関心が高まっていること、地域住民間にテニスコートの存在が浸透していることが伺える。 - 藻川河川敷テニスコート・猪名川河川敷テニスコート、両者の利用者数に大きな差は無く、均等に利用されていることが伺える。 (駐車場) なし		
前回審議の 意見	別紙のとおり	前回審議 意見の対応	別紙のとおり
環境保全に 向けて申請 者の取組み	(環境への配慮) 毎年、占用区域、管理区域において雑草の除草作業を実施している。テニスコート等がある箇所付近は人による踏圧もあることから、背丈の低い雑草が多くなっているが、そうでない箇所は背丈の高い雑草が多く、野生生物の生息域となっている。		

	(環境意識の啓発) 猪名川、藻川周辺地域の「豊かな自然環境」、「うるおいのある水辺空間」、「のどかな田園風景」、「まちの価値・伝統・歴史」を守り活用するための考え方を示した「自然と文化の森構想」を平成 13 年に制定した。また、平成 14 年に設立された「自然と文化の森協会」が学校・団体向けに環境学習プログラムを提供しているほか、猪名川キッズクラブの観察会や水辺祭りなどのイベントを開催している。また、平成 22 年 4 月より、あまがさき環境オープンカレッジを開校し、猪名川・藻川をフィールドに活動している各種団体間の連携、交流や情報発信の場を提供している。
安全への配慮	移動式トイレについて、軍行橋水位が一定水位に上昇すると撤去の準備態勢、撤去作業に入ることとしている。また、年一回、撤去作業の訓練を実施している。

番号	01012	占用目的	猪名川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	猪名川左岸 4. 4k-50m～4. 8k-80m 猪名川右岸 4. 0k+55m～4. 4k+60m
----	-------	------	----------	------	-----	----	--

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占用内容			変更後の占用内容	
変更要望の内容				
内容変更の必要性				
変更の規模	m ²			
変更場所の範囲図			管理体制	
占用内容変更による河川環境への影響				
占用内容変更後における環境保全に向けて申請者の取り組み				
その他特記事項				

番号	01012	占用目的	猪名川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	猪名川左岸 4.4k-50m～4.8k-80m 猪名川右岸 4.0k+55m～4.4k+60m
----	-------	------	----------	------	-----	----	--

4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の 自然環境		・当該占有地は猪名川下流部に位置し、低水路には砂州が発達する。砂洲には一年生草本の群落が見られる。 ・河岸には、セイタカアワダチソウ群落やセイタカヨシ群落が分布する。 ・鳥類では河川敷草地においてキジ、ヒバリ、オオヨシキリ、カワラヒワ、スズメ等が、水辺や水域ではカワウやダイサギ等のサギ類、カルガモ、コチドリ、カワセミが確認されている。 ・昆虫類では、草地を主要な生息環境とした種が多く、河川敷草地でカスミカメムシ類、シジミチョウ類、シロチョウ類、テントウムシ類等が多くみられる。また。水辺ではセスジイトトンボやアオモンイトトンボ、ギンヤンマ、シオカラトンボ等のトンボ類が確認されている。 ・魚類では、生活型別には純淡水魚が多いが、通し回遊魚のアユ、スミウキゴリ、ウキゴリ、汽水海水魚のボラも確認されている。 ・重要種としては、カワセミ(鳥類)、シルビアシジミ(昆虫)、アキアカネ(昆虫)が確認されている。 ・水域には、ウキゴリ、ミナミメダカ、アブラハヤといった魚類、ホンサナエ、モノアラガイといった底生動物の重要種も確認されている。
自然環境上重要な場所		・占有地周辺に分布する堤防から高水敷の草地は、シルビアシジミの重要な生息地になっている。 ・水辺はワンド、細流が見られ、ウキゴリ、ミナミメダカ、アブラハヤといった重要な魚類の生息環境として重要である。
水際の 状況	水域までの 距離	・水域までの距離:約 5～50m ・左岸は護岸で整備されているが、水際にはワンド環境も広がっている。 ・右岸には砂州が発達し、水際に一年生草本の群落が広がっている。
	水面との 高低差	・約 2.6m

番号	01012	占用目的	猪名川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	猪名川左岸 4. 4k-50m～4. 8k-80m 猪名川右岸 4. 0k+55m～4. 4k+60m
----	-------	------	----------	------	-----	----	--

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

- ・ 目的外使用が見られるので、適切な利用が行われるよう管理して頂きたい。
- ・ 占用区域及びその周辺の草刈りを適切に行い、植生の適切な管理に努めて頂きたい。

6. 河川管理者の判断

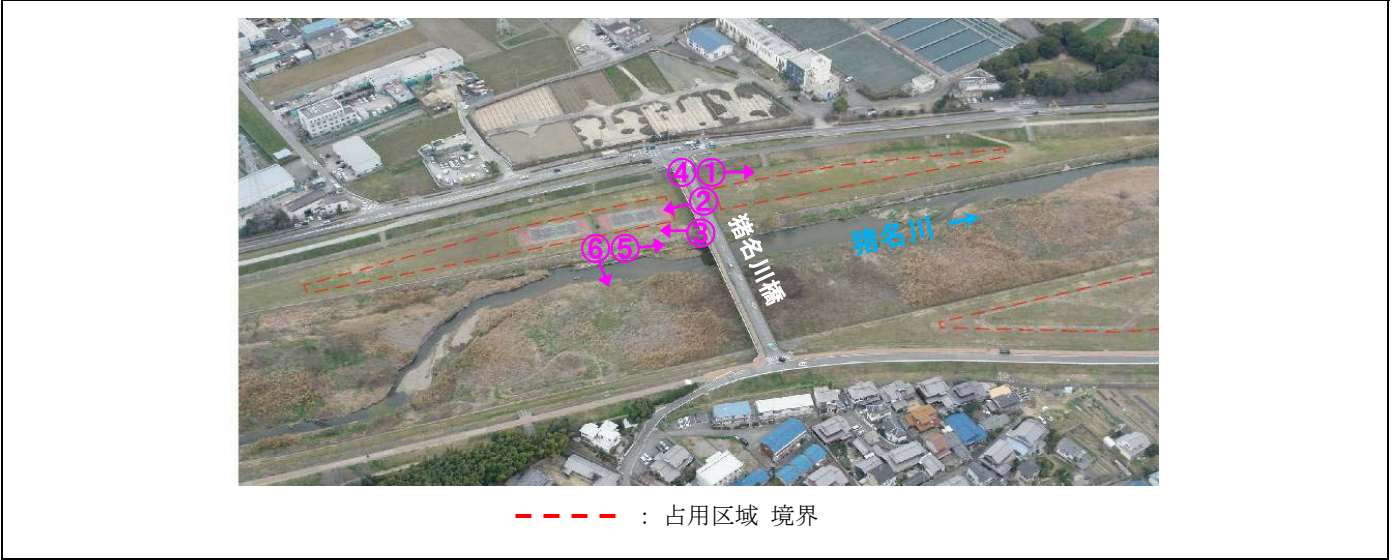
(河川管理者)

- ・ 更新を許可した。
- ・ 許可期間は 5 年とした (H27.11.1～H32.9.30)。

番号	01012	占用目的	猪名川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	猪名川左岸 4. 4k-50m～4. 8k-80m 猪名川右岸 4. 0k+55m～4. 4k+60m
----	-------	------	----------	------	-----	----	--

【参考】委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成)



① 占用区域全景 (上流から下流を望む) (左岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

② 占用区域全景 (下流から上流を望む) (左岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

番号	01012	占用目的	猪名川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	猪名川左岸 4.4k-50m～4.8k-80m 猪名川右岸 4.0k+55m～4.4k+60m
----	-------	------	----------	------	-----	----	--

③テニスコート(左岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

④看板(占用標示板)(左岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

⑤水際の植生(左岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

⑥水際の植生(左岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

⑦占用区域全景(上流から下流を望む)(右岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

⑧占用区域全景(下流から上流を望む)(右岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

番号	01012	占用目的	猪名川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	猪名川左岸 4.4k-50m～4.8k-80m 猪名川右岸 4.0k+55m～4.4k+60m
----	-------	------	----------	------	-----	----	--

⑨グラウンド(右岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

⑩看板(ゴルフ禁止)(右岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

⑪水際の植生(右岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

⑫水際の植生(右岸)

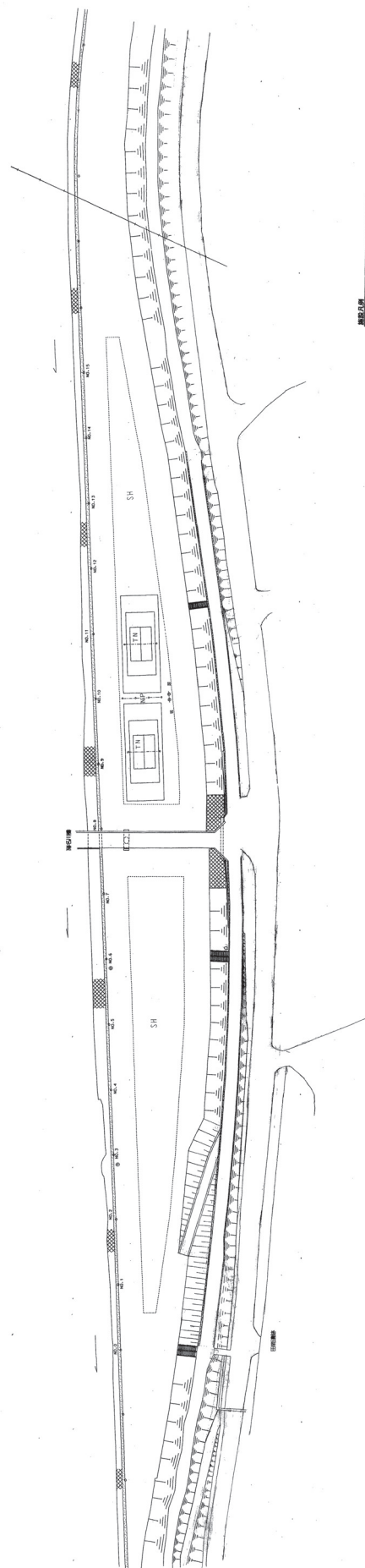


平成 27 年 7 月 28 日 撮影

取組状況報告書 猪名川河川敷公園(尼崎市) 【中間報告時】

	前回委員会の意見 (H27年度第1回審議)	許可時の市の回答 (H28年3月許可)	現在までの取り組み (対応)状況	今回現地調査での意見	今回委員会の意見
1	目的外使用が見えるので、適切な利用が行われるよう管理して頂きたい。	基本的には自由使用であるが、不適切な利用がある場合には指導していく。	多目的広場の利用については基本的に自由使用であるが、不適切な利用については発見次第その都度指導を実施している。 野球チーム(2団体)への指導状況 1/27(日) 2団体に指導 2/11(日) 1団体に指導 2/12(月祝) 1団体に指導		
2	占用区域及びその周辺の草刈りを適切に行い、植生の適切な管理に努めて頂きたい。	占用区域については年間4回、管理区域については、年間3回の除草作業をおこなっており、適切な植生を保つよう努力をしているところですが、セイバンモロコシ等目立つ箇所に関してはより地際に近い位置での刈り取りを指示し、外来種の生育が阻害されるよう工夫します。	占用区域は年間4回、管理区域は年間3回の除草を実施。 H28年度 占用区域 5, 7, 10, 11月に実施 管理区域 7, 9, 11月に実施 H29年度 占用区域 5, 7, 8, 11月に実施 管理区域 6, 8, 11月に実施		

猪名川河川敷公園（左岸）平面図

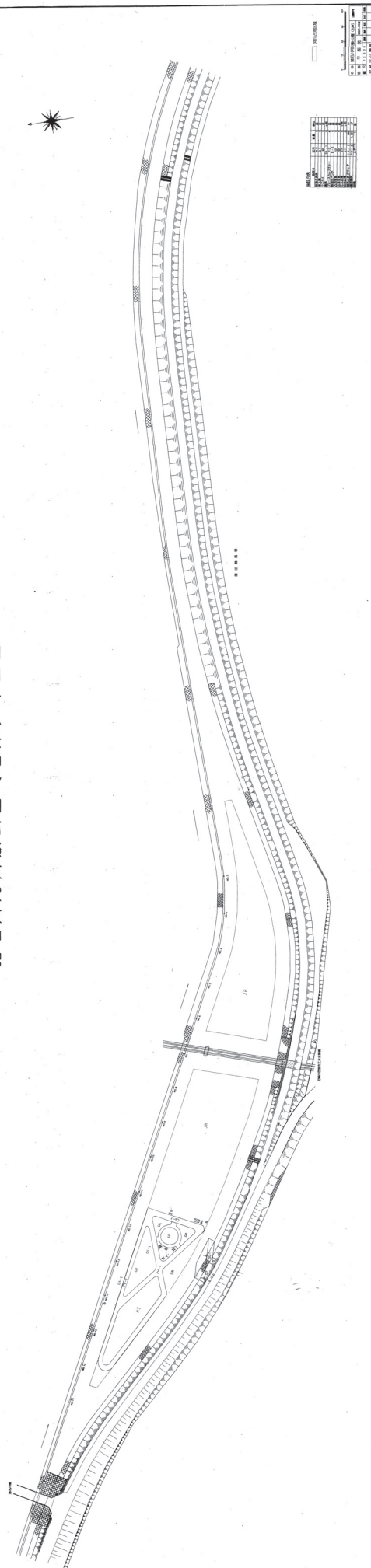


種別	面積	延床面積	延床面積	延床面積
公園用地	1,111.11	1,111.11	1,111.11	1,111.11
公園用地	1,111.11	1,111.11	1,111.11	1,111.11
公園用地	1,111.11	1,111.11	1,111.11	1,111.11
公園用地	1,111.11	1,111.11	1,111.11	1,111.11
公園用地	1,111.11	1,111.11	1,111.11	1,111.11
公園用地	1,111.11	1,111.11	1,111.11	1,111.11
公園用地	1,111.11	1,111.11	1,111.11	1,111.11
公園用地	1,111.11	1,111.11	1,111.11	1,111.11
公園用地	1,111.11	1,111.11	1,111.11	1,111.11
公園用地	1,111.11	1,111.11	1,111.11	1,111.11

河川敷公園

公園用地	1,111.11	1,111.11	1,111.11	1,111.11
公園用地	1,111.11	1,111.11	1,111.11	1,111.11
公園用地	1,111.11	1,111.11	1,111.11	1,111.11
公園用地	1,111.11	1,111.11	1,111.11	1,111.11
公園用地	1,111.11	1,111.11	1,111.11	1,111.11
公園用地	1,111.11	1,111.11	1,111.11	1,111.11
公園用地	1,111.11	1,111.11	1,111.11	1,111.11
公園用地	1,111.11	1,111.11	1,111.11	1,111.11
公園用地	1,111.11	1,111.11	1,111.11	1,111.11
公園用地	1,111.11	1,111.11	1,111.11	1,111.11

猪名川河川敷公園（右岸）平面図



猪名川河川敷公園 左岸



猪名川河川敷公園

河川土地占用表示板



猪名川河川敷公園 左岸 テニスコート



猪名川河川敷公園 右岸



猪名川河川敷公園 右岸

プレイスカルプチャー



トイレ



個別占用案件のカルテ（中間報告）

④緑地広場（尼崎市）

許 可 書

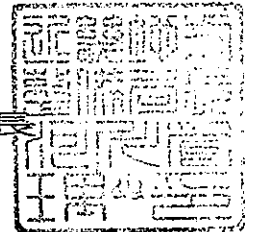
住所

氏名 尼崎市

平成 2 7 年 2 月 1 6 日付け尼保生第 5 3 0 5 0 号で申請のあった土地の占用（緑地広場）については、河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）第 2 4 条の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成 2 7 年 3 月 2 7 日

近畿地方整備局長



（行政不服審査法第 5 7 条による教示）

この許可を受けた者は、この許可に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの許可があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができる。

（行政事件訴訟法第 4 6 条による教示）

許可取消しの訴えは、この許可があったことを知った日から 6 箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。（なお、許可があったことを知った日から 6 箇月以内であっても、許可の日から 1 年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）ただし、許可があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に審査請求をした場合には、許可取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日から 6 箇月以内に提起しなければならない。（なお、当該裁決のあったことを知った日から 6 箇月以内であっても、当該裁決の日から 1 年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）

別記（乙様式1 土地の占用）

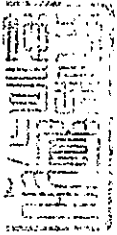
- 1 河川の名称 淀川水系 藻川
- 2 占用の目的 公園（緑地広場）
及び態様

生垣	高さ1.0m	延長15.6m
樹木（桜）	3本	
門扉	高さ1.8m	巾1.2m
- 3 場 所 尼崎市弥生ヶ丘町122番地先
(右岸0.8k+115m)
- 4 占用面積 58.87㎡
- 5 占用期間 平成27年 4月 1日から平成32年 3月31日まで

6 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所長（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置又は確認すること。
- (3) この許可に係る行為に起因して、河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、出張所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
- (4) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (5) 占用料は、別途兵庫県知事が定めるところによる。
- (6) 出張所長がこの許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について立ち入り調査を求めたときには、許可を受けた者はこれに協力すること。
- (7) 次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
一 許可の際の住所氏名を変更したとき。
二 この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
三 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。
四 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。
- (8) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第5項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
- (9) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (10) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (11) この許可を受けた者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けた者の負担において、この許可に係る区域を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。
一 占用の期間を満了したとき。
二 占用の目的を達することができなくなつたとき。
三 占用若しくは工作物の用途を廃止したとき。
四 占用の許可が取り消されたとき。
- (12) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- (13) この許可を受けた者は、利用者、一般公衆及び近隣住民（以下「利用者等」という。）の安全確保のため次の措置を講じること。

- 一 この許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制（土日・祝日及び勤務時間外を含む。）を出張所長に届け出ること。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 二 この許可を受けた者は、利用者等の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。
- 三 同号二に掲げる巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報がもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。
 - イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。
 - ロ 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。
 - ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を講じる。
- 四 この許可を受けた者は、同号三に掲げるロ及びハの措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三に掲げるイの措置を講じた上で、速やかに事務所長に協議すること。



■ 報告案件用のカルテ

1.件名	緑地広場 [尼崎市]	外来種が除去されており、適切に管理されている。 ・植栽の手入れについては、市役所内の関係部局と連携して取り組まれたい。 ・特に桜が弱っているため、丁寧な枝払いを行う等、手当を願う。	7.保全利用 委員会による 参考意見	・更新を許可した。 ・更新期間は5年とした (H27.4.1~H32.3.31)
2.今回申請種別	報告案件			
3.概要	距離標位置：藻川右岸0.8k+115m 目的：公園（緑地広場） 占用面積：58.87㎡ 工作物：門扉1箇所、生垣H＝1.0m、桜3本			
4.許可の経緯	<当初許可> 昭和61年4月25日 <前回更新許可> 平成22年3月15日 <許可期限> 平成27年3月31日			
5.現況写真	(河川や堤防との位置関係) 別紙のとおり (施設内の状況) 別紙のとおり			
6.河川管理者 審査事項 (特筆すべきもの のみ記載)		8.処理		

<補足>・A4横書き1枚程度 ・処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み (1.～5.は申請者か河川管理者作成、6.は河川管理者作成
・処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で7.が埋まる ・事後に河川管理者が8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存

取組状況報告書 緑地広場(尼崎市) 【中間報告時】

	前回委員会の意見 (H26年度第2回審議)	許可時の市の回答 (H27年3月許可)	現在までの取り組み (対応)状況	今回現地調査での意見	今回委員会の意見
1	外来種が除去されており、適切に管理されている。	引き続き、外来種を発見したら除去していく。	外来種は生息していないが、発見次第除去していく。		
2	植栽の手入れについては、市役所内の関係部局と連携して取り組まれない。	公園課等にも意見を聞いて、適切に手入れができるよう取り組む。	定期的な剪定や病害虫対策の為に薬剤散布を行っている。		
3	特に桜が弱っているため、丁寧な枝払いを行う等、手当を願う。	意見をいただいた桜について、は、枝払い及び薬剤の塗布を行った、今後も桜が弱らないよう、枝払いをする際は適切処置していく。	枝払い及び殺虫剤の注入を行うなどして、適切に管理するよう努めている。		

平面图

S = 1/100 (A3印刷時)

